

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書（青森市）

1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成27年6月に策定した『青森県建築行政マネジメント計画』に基づき、青森市の建築確認審査の迅速化及び審査過程のマネジメントについて具体的な取組み方針を定めるものです。

2. 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な確認審査を実施するために、以下のとおり取り組みます。

(1) 事前相談等の充実化

事前相談はこれまでどおり、窓口、電話、メール、FAXにて随時行うこととし、設計者側へ法改正や運用基準等に関する情報提供を適確に行います。

(2) 指摘事項等の早期伝達

指摘事項については、まとめて示すことを原則としますが、受付時及び審査の段階で図書の不足や不整合、明示すべき事項の不備及び法適合上の大きな問題を発見し、追加書類等の作成に相当の時間を要すると認められる場合は、審査途中であっても速やかに連絡します。

(3) 相互理解

指摘事項については、設計者と協議を実施し審査側と設計者側の相互理解に努めます。

(4) 構造計算適合性判定機関及び消防機関との情報交換の実施

- ① 構造計算適合性判定を要する確認審査では意匠図と構造図の整合性を確認し、速やかに確認審査を実施するために、構造計算適合性判定機関と十分な調整や情報交換を行います。
- ② 消防同意についても、消防機関と十分な調整や情報交換を行います。

3. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて、以下のとおり取り組みます。

(1) 物件毎の進捗管理

構造計算適合性判定を要するものと要しないもの毎に、確認申請受付から確認済証交付までの所要期間を整理し、審査体制や審査方法等に改善の余地がないか検討を行います。

(2) 審査に係る情報共有

- ① 審査者により審査方針や内容に差が生じないように、建築主事や審査担当者間で活発な意見交換を行い、審査に係る情報共有を図ります。
- ② 日本建築行政会議を通じて、確認審査の運用の明確化を図るほか、青森県内の特定行政庁とも情報交換、意見交換を行ない確認審査の運用の明確化に努めます。
- ③ 青森市と指定確認検査機関・構造計算適合性判定機関の間で、より積極的に情報交換を行います。

(3) 申請者への情報提供

- ① 統一的な運用、確認手続きの公平性・効率性等を確保するため、確認審査を通じて得られた申請上の留意事項等は、窓口で情報提供を行います。
- ② 確認審査について寄せられる意見や苦情は建築指導課で取りまとめ、実態調査を行い、是正のための方策の検討を行います。